

## 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部 第6回本部会議 記録

日 時／令和2年4月17日（金）

19：00～19：29

場 所／本庁舎3階 テレビ会議室

### 【副本部長（中野副知事）】

それでは、ただいまから、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第6回本部会議を開催いたします。

議事に入ります前にご紹介をさせていただきます。軽症者の受入のための宿泊療養に関連いたしまして、本日自衛隊への災害派遣要請を行ったところでございますけれども、これに関連いたしまして、本日はオブザーバーとして自衛隊の方にご参画をいただいております。

陸上自衛隊北部方面総監部の貴島防衛部長でございます。

### 【陸上自衛隊北部方面本部防衛部長】

陸上自衛隊北部方面総監部防衛部長の貴島です。よろしくお願いいたします。

宿泊支援のみならず、引き続き、道をはじめ各市町村のニーズに応えられるように対応していきますので、引き続きよろしくお願いいたします。

### 【副本部長（中野副知事）】

引き続き、情報共有、連携強化を図っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。まず、状況報告につきまして、保健福祉部長からお願いをいたします。

### 【三瓶保健福祉部長】

私の方から、新型コロナウイルス感染症に関し、発生状況などにつきまして、ご報告させていただきます。まず資料1をご覧ください。

まずはじめに1－（1）国内の発生状況及び検査の状況につきまして、18ページからの太枠で囲んでおります箇所が前回の本部会議以降の新たな事例になります。

道内におきましては、4月13日以降、現時点、本日15時現在ですが、新たに82例の新型コロナウイルス感染症が確認され、資料に記載がありませんが、本日、札幌市で新たに20例が発生し、これまでで最も感染者が多い33名となっており、これまでの累計で369例が発生している状況となっております。

また、検査及び感染の状況につきましては、同じく21ページの欄外になりますが、札幌市等の検査分を含めまして、昨日時点で3,625名の検査を実施しております。

陽性累計は336名、このうち陰性確認済の方は171名、残念ながらお亡くなりになられた方が14名で、現在の患者数は151名となっております。

続きまして、1ページに戻っていただき、1-(2)国内の発生状況をご覧ください。  
下線を引いている部分が更新いたしました箇所でございます。

4月16日12時までに確認されております患者は5,354名で、このほかに608名の無症状病原体保有者、2,620名の方が症状有無確認中となっております。

続きまして、同じく1ページの2の国などの対応につきましては、3ページ目でございますが、(44)と(45)にありますとおり、昨日、政府におきまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づきまして、緊急事態宣言を発令すると共に、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を改定したところでございます。

これによりまして、4月7日に緊急事態宣言が発令されました7都府県と同程度に蔓延が進んでおります北海道を含む6道府県を特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある特定警戒都道府県として指定されると共に、人の移動等による感染拡大を防止し、全都道府県が足並みをそろえて感染拡大防止の取組を進める観点から、全ての都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域とされたところでございます。

合わせまして、道の対処方針についても見直ししておりまして、資料2に国と道との対照表を添付してございますので、後ほどご参照いただければと思います。

次に、同じく3ページの3の道の対応についてでございますが、主なものをご説明いたしますと、5ページの(29)でございますが、4月12日に北海道・札幌市緊急共同宣言を発表いたしまして、4月14日から5月6日までの間、札幌市内の小・中・高等学校の一斉休校や緊急事態宣言地域との往来自粛などをお願いしているところでございます。

また、(30)でございますが、帰省される方や転勤者などの来道者の皆様方に道が実施してきました取組の周知徹底を図るとともに、体調管理を呼びかけます来道者・帰省者・転勤者相談ダイヤルを4月13日から開設してございます。

最後に(31)でございますが、4月15日から新型コロナウイルス感染症対策チームに水際対策班を新設し、19日までの5日間、新千歳空港国内線ターミナルの到着客に対して、サーモグラフィーによる体温監視と啓発チラシによります注意喚起を実施してございます。

続きまして、資料3をご覧ください。国では、地域の感染拡大によりまして、重傷者等に対します入院医療の提供に支障を来すと判断される場合には、軽症者のうち、重症化リスクの低い方などについて、宿泊施設における療養や自宅療養を原則とする医療体制に移行させるという方針が示されているところでございます。

前回4月12日の対策本部におきまして、本部長から速やかに宿泊療養に活用可能な施設の目途を付けるよう指示があり、調整を進めてまいりました。

4月10日から4月16日まで、宿泊施設の意向調査を実施したところでございますが、結果といたしまして、26施設から4,842室の提供意向をお寄せいただきました。

提供意向をご連絡いただいた皆様には感謝申し上げます。

こうした中、札幌圏域では、市立札幌病院の感染症病床8床の他、一般病床等の活用によりまして、175床を確保している状況でございますが、本時点で、圏域内の患者数は129名となっており、明日以降も毎日2桁以上の患者が発生する恐れがある中、今週末にも病床数が逼迫する恐れもございます。

このため、4月20日月曜日からは、札幌市内を中心に宿泊療養を開始することといたし

ました。

意向調査にご協力いただきました宿泊施設の中から、施設の規模や提供可能期間などを踏まえまして、東横インさっぽろすすきの南にご協力をいただきまして、最大120名程度の規模で開始いたします。

当面は入院中の患者のうち、軽快されて陰性確認を待たれているような患者の方々を対象に、病院から宿泊療養に移行していただく方針でございます。

併せまして、札幌圏域の医療機関のみなさまにおかれましては、重症・中等症患者の大幅な増加を見据えた病床確保のシュミレーションなど、更なる患者の増加に備えていただくようお願いをいたします。

宿泊療養の運営にあたりましては、療養される方の安全、運営に従事していただく職員の安全に万全を期して行きます。

なお、今後も引き続きまして地域ごとの病床の利用状況や患者の発生状況を踏まえながら必要に応じ、宿泊療養を実施していく方針でございます。

私からは以上です。

#### **【副本部長（中野副知事）】**

それでは続きまして、各部などから報告をお願いをいたします。

まず、教育部長からお願いをいたします。

#### **【北海道教育委員会教育部長】**

道教委の対応でございます。昨日、知事のほうから今週に入ってから、感染者数の急増など第2波ともいえる感染拡大の危機を北海道全体として早期に終息させなければならない状況に至ったということから、他の対策とともに、学校におきましては、週明けからの一斉臨時休業について検討するよう要請がありまして、道教委として検討を行い、公立学校全道一斉に臨時休校を実施することといたしました。

このことにつきまして、本日その旨の通知を市町村教育委員会に発出するとともに、市町村教育長に対し、テレビ会議を開催いたしまして、次のとおり臨時休業を要請するとともに休業中の留意事項を周知したところでございます。

まず、休業期間についてですが、4月20日から5月6日、対象校につきましては、小学校・中学校・高校、合わせまして全道で1,859校。

なお、札幌市を中心とする石狩管内6市町、空知管内1町におきましては、約300校ございますが、これについてはすでに休業を実施中であります。

また、休業中の対応といたしまして、1つ目としては、児童・生徒及び教職員の健康観察をしていただくこと。それから、休業期間中の過ごし方の指導をしていただくこと。特に感染リスクを高めるような不要不急の外出は自粛し、基本的には自宅で過ごさせるということをご指導していただきたいということ。それから、授業動画の配信ですとか、学習教材の提供を通じて、家庭学習の支援をすること。緊急事態宣言対象地域の休業期間中でありましても、分散などの手法をとりながら、健康状態の確認や学習指導を目的とした登校日を設定することは可とされておりますので、必要に応じてそのような対応をすること。それから、学校相談、家庭訪問、24時間電話相談などを通じ、児童生徒、保護者

の心のケアをしていただくこと。さらには、3密をさける目的での教職員の通勤に際し、在宅勤務ですとか、時差通勤の活用を行うこと。をお願いしたところであります。

次に、道立社会教育施設の休業日についてでございます。

まず、美術館、図書館等につきましては、明日4月18日から5月6日まで休館といたします。

なお、札幌市内及び展示外のために美術館等については、既に休館となっておりますので、図書館は明日から休館となります。

2つ目に、青少年教育施設ネイパルにつきましては、道内に6館ございますが、2月28日から既に休館しております。これについては、宿泊を伴う施設でございますので、適切な対応の検討の必要であり、5月6日までとはせず、当面の間、休館を継続することとしております。

私の方からは以上です。

### 【副本部長（中野副知事）】

続きまして総務部長からお願いいたします。

### 【総務部長】

総務部からは、3点報告いたします。

まず1点目でございますが、私立学校への対応についてでございます。

先ほど道教委から説明がありました臨時休業の対応につきまして、本日、全道の私立の小学校、中学校、高等学校等、すでに臨時休業している学校を含め合計86校に関しまして、来週月曜日から5月6日までの臨時休業の実施について検討依頼をいたしました。

次に2点目ですが、道立施設の休暇について、資料5をご覧ください。

4月14日から不特定多数の方が利用する札幌市内の道立施設を休館にするなど、既に※印の施設を休館にしておりますが、4月18日土曜日から、5月6日水曜日まで、不特定多数の方が利用されず道内すべての道立施設42施設を休館することといたしました。

3点目でございますが、職員の新型コロナウイルス感染防止のため、これまでの時差出勤や在宅勤務の促進などに取り組んでおりますが、昨日、知事から指示がありましたとおり、道庁としてもこうした取り組みをより一層進めていかなければなりません。

まず、時差出勤については、各所属において、概ね3班体制での職員の分散出勤を徹底してください。

次に、在宅勤務については、パソコンを使用しない在宅勤務を可能とし、通知をいたしました。それぞれの所属が所管する業務の緊急性や各職員の業務計画等を把握した上で、道民サービスの低下を招くことのないよう、道庁機能の維持に留意しつつ、在宅勤務の積極的な活用促進をお願いいたします。

こうした取り組みの推進に当たっては、各所属で例えば、職員が新型コロナウイルスに感染した場合なども想定をしながら、業務継続の方法について十分に検討し、準備を行ってください。

次に職員の健康管理に注意いただくよう改めてお願いいたします。

出勤前に体温を測るなどし、発熱など風邪の症状が見られるときは休暇を取得させ、自宅で療養し、体調管理させるなど適切な指導を行い、感染リスクを下げる取り組みを進めてください。

今、お話をいただいた分散出勤や在宅勤務などの実施状況については、各部長や振興局長が直接確認するようお願いをいたします。

最後に、感染拡大防止に向けた取り組み等については、これまで様々通知をしておりますが、改めて取りまとめた通知を本日発出しておりますので、所属職員への周知徹底をお願いいたします。

以上でございます。

### 【副本部長（中野副知事）】

続きまして交通企画監からお願いいたします。

### 【交通企画監】

交通関係の対応状況についてご説明いたします。

道では、これまで交通事業者に対しまして、従業員のマスク着用や施設内にアルコール消毒剤を設置するなど、感染拡大防止の取り組みについて協力をお願いするとともに、経済団体に対しましては、時差出勤の実施をお願いしているところであります。

資料6をご覧いただきたいのですが、各事業者別の取り組みといたしまして、まず航空関係でありますけれども、道内の各空港におきまして注意喚起のチラシの設置やポスターを掲示し、新千歳空港では知事からのメッセージをアナウンスするなど取り組みを進めているところではあります。この度4月7日に行われました7都府県を対象とした緊急事態宣言を受けまして、今週15日から特に多くの来道者が利用する新千歳空港国内線到着ロビー出口におきまして、職員がサーモグラフィーにより、乗客の体温の確認を行いながら、声掛けやチラシの配布を行っております。

資料では本日となっておりますが、昨日から英語版のチラシの配布も行っております。

この15日、16日の2日間、それぞれ2,000～3,000人程度の利用客があったわけですが、現時点では発熱の反応が見られる方はいらっしゃいません。

なお、知事から国土交通大臣への要請を受けまして、本日から羽田空港の出発口においても航空会社がサーモグラフィーによる搭乗者の体温確認及び発熱の反応をした方に対しまして、チラシ配布を開始するなど取り組みの強化に努めているところであります。

次にフェリーターミナルにおける取組についてであります。小樽や苫小牧、室蘭、函館港において、利用客に注意喚起のチラシを配布しているほか、フェリー会社におきましては利用客に発熱がある場合、乗船を見合わせていただくよう周知しており、一部の会社では健康確認シートの記入や体温測定を義務化するなど、感染拡大防止の取り組みを徹底しております。

次にJR北海道の取り組みについてであります。札幌駅や新千歳空港駅など有人駅におきまして注意喚起のチラシの設置、ポスターの掲示をしており、特に来道される数が多い新函館北斗駅や木古内駅におきましては、新千歳空港と同様、知事からのメッセージをアナウンスしているところであります。

また、昨日の全国への緊急事態宣言を受けまして、本日ＪＲに対し、北海道新幹線の始発駅となる新函館北斗駅において利用者に対し、他の都府県への不要不急の移動の自粛を呼びかけるアナウンスを行うよう依頼したところであります。

最後に感染拡大防止に向けて、道民の皆様には、不要不急の外出自粛をお願いしていることから交通事業者においては、利用者が大幅に減少するなど事業への大きな影響が生じているところであり、道といたしましては、当面の感染症の早期収束に向けた対応をもとより、交通事業者からの声を伺いながら、必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

#### **【警察本部本部長】**

続きまして、警察本部長からお願いをいたします。

#### **【副本部長（中野副知事）】**

本日、知事より呼びかけをいただきました宿泊療養施設周辺のパトロールにつきましては、宿泊療養されている方や周辺住民の皆様のご安全・ご安心を確保するため、管轄警察署などにより適切に対応してまいります。

また、緊急事態措置の期間中における治安の維持等に関しましても適切に対処してまいります。

以上でございます。

#### **【副本部長（中野副知事）】**

ほかに各部などからご発言はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、今後の対応などにつきまして本部長からお願いいたします。

#### **【本部長（知事）】**

まず、本日未明ですけれども、お二人の方がお亡くなりになりました。

お亡くなりになりました方に、哀悼の意を表しますとともに、ご遺族の方に心よりお悔やみを申し上げます。

それでは、私から指示をしたいと思っております。

昨日、政府において、4月7日に宣言をいたしました緊急事態措置の実施区域を7都府県から全都道府県に拡大をするとともに、北海道については、既に対象区域とされております東京都等の7都府県と同程度の蔓延が進んでおり、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取り組みを進めていく必要があるといたしまして、特定警戒都道府県とされたところでございます。

これに伴いまして、北海道における緊急事態措置を取りまとめましたので、皆さんと共有したいと思います。

資料7になります。北海道におけます緊急事態措置でございますけれども、区域については北海道内全域になります。期間については、本日から来月の6日水曜日までになります。実施内容につきましては、1 感染防止の徹底、2 外出自粛の要請等、3 イベントの開催自粛の要請、4 北海道ソーシャル・ディスタンスの促進などから構成をさ

れております。

順次、説明いたしますが、まず、感染防止の徹底でございますけれども、道民の皆様に対し、繰り返し繰り返し、お話をしてきたところでございますが、改めて、手洗いの励行、咳エチケットの徹底を、引き続き、強く要請をするものでございます。

道民の皆様に対して、医療機関への通院や屋外での運動、散歩などの健康維持・増進、食料、医薬品、生活必需品の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除きまして、外出自粛を要請いたします。

併せて、札幌市と他の地域との不要不急の往来自粛、こちらも要請をいたします。

また、職場への出勤の際には、時差出勤や3つの密、密閉、密集、密接の回避、その徹底に加えまして、テレワークの積極的な活用促進を要請いたします。

特に、現にクラスターが多発、発生しております、繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛を強く要請いたします。

全国的な蔓延防止の観点から、不要不急の帰省や旅行など、他都府県への往来自粛を要請いたしますとともに、大型連休期間においては、他都府県への往来自粛を、特に強く要請をいたします。

施設の管理者に対しましては、大型連休期間中、観光施設等に人が集中するおそれがありますことから、3つの密、密閉、密集、密接を防ぐ対策、後ほど説明をいたしますけれども、ソーシャル・ディスタンスの促進を徹底していただくよう、市町村を通じて、施設の管理者の皆様、関係部局、振興局から周知をお願いいたします。

3つの密、密閉、密集、密接が重なる懸念のある集会、イベントの開催について、自粛を要請いたします。

次に、北海道ソーシャル・ディスタンスの促進であります。

私から呼びかけをさせていただきまして、関係企業、団体等の皆様をお願いをし、様々な場所で広がりつつあるわけでございますが、道内金融機関、車両販売店など、全道で展開をいただいているところでございます。

大切な人の命を守るため、社会生活の中で、人と人との物理的な距離、お互い手を伸ばして届かない距離を保つ取り組みを、日々の行動において浸透させていくことを、道民の皆様、事業者の皆様、関係部局に要請をいたします。

先行しております都府県において、事業者に対する休業要請を行っている自治体もございます。

政令で休業要請の対象とされております施設は、例えば、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールなどの遊興施設等、大学、専修学校、学習塾などの文教施設などでございますが、事業者に対する休業要請の実施について、国との協議を行いながら、どのような対応が必要か、関係部局においても、できるだけ速やかに検討を進めていただくよう、指示をいたします。

先ほど、保健福祉部長から説明がありましたが、札幌市内における最近の新規発生数等を踏まえまして、重症患者や中等症患者に対する入院医療体制を確保するため、札幌市内を中心に、軽症患者のうち、重症化リスクが低い患者について、宿泊療養を開始することといたしました。

4月20日から、東横イン札幌すすきの南にご協力をいただきまして、最大120名程

度の規模で、宿泊療養を開始いたします。

施設をご提供いただく東横インの皆様、施設の運営にご協力をいただきます医師会の皆様、医療従事者の皆様、自衛隊の皆様、道警の皆様をはじめとし、関係者の皆様に深く感謝・御礼を申し上げるものであります。

札幌市と十分な連携を図りつつ、道庁職員が一丸となって、宿泊療養の適切な運営に万全を期すとともに、引き続き、各地域の病床の利用状況や、患者の発生状況を踏まえて、必要に応じて宿泊療養の実施について検討を進めていただくようお願いいたします。

改めて、各部及び各振興局においては、それぞれ所管をする関係事業者や関係団体に対し、正しい情報をきめ細やかに発信するとともに、保健所設置市をはじめ、各市町村と十分に連携を図りながら、引き続き、全道一丸となって、道民の皆様、事業者の方々の安全・安心に万全を尽くし、取り組みを進めていただくようお願いいたします。

私からは、以上です。

#### **【副本部長（中野副知事）】**

それでは、緊急事態宣言によりまして、また新たな局面に入りますけれども、引き続き、万全の対応をお願いいたします。

以上を持ちまして、新型コロナウイルス感染症対策本部第6回本部会議を終了いたします。